

相続税対策と注意点

次のうち正解はどれでしょうか。回答は下記に記載しています。

①相続が発生し、控除を除いて1000万円に相続税が課税されることがわかりました。

相続税の金額は ア 100万円 イ 200万円

②課税金額が2000万円するとき 相続税額は ア 250万円 イ 300万円

③相続税がかかる場合に10ヶ月の期間内に申告しておけば良い ○ ×

④相続税に配偶者控除(1億6000万円まで非課税)があるから、1億円の遺産は配偶者が相続すれば申告は不要である。 ○ ×

⑤相続税対策に生前贈与しておくのが良い ○ × △

⑥相続税対策に子供に1000万円を贈与したい ○ × △

⑦1000万円の定期の満期が来たので、相続税対策に子供名義の通帳を作って持っている。

○ × (子供に通帳を渡している場合はどうか。 ○ ×)

⑧相続税対策に子供に1000万円の土地を贈与したい。 ○ ×

⑨贈与税の基礎控除額は年間110万円であることから、両親から長男にそれぞれ110万円ずつ贈与したい。 ○ ×

⑩5年間、毎年100万円を長男に贈与したい。 ○ × △

⑪500万円の定期があるので、毎年100万円を一部解約して贈与したい。 ○ ×

⑫子供に住宅購入資金として700万円を贈与したい。 ○ ×

(省エネ住宅の場合は1200万円まで)

⑬贈与税の配偶者控除(婚姻20年以上の控除)は2000万円までであるから、現金で2000万円贈与した。 ○ ×

⑭配偶者に自宅不動産1000万円と収益不動産1000万円を贈与したい。控除額全額使えるか。 ○ ×

⑮亡くなる直前に基礎控除内になるようにお金を出しておけば、相続税はかからない。

○ ×

- ⑩ 300万円かけて自宅のリフォームを行なった。相続税とは無関係なので領収証は廃棄してもよい。 ○ ×
- ⑪ 相続時精算課税制度を使えば、2500万円まで贈与税がかからず子供に贈与できることから、相続税対策になる。 ○ ×
- ⑫ 子供が自宅を建て替えるので、土地を贈与したい場合、相続時精算課税制度を利用するのが良い。 ○ ×
- ⑬ 相続時精算課税制度の適用を受けたので、次の年は110万円の贈与をしてもらった。
○ ×
- ⑭ 相続税がかからない場合、相続開始後、相続人が不動産や株などを売却しても所得税などの税金もかからない ○ × △
- 21 父が1000万円で購入した不動産を相続した。他に自宅があるので、1000万円で売却するが税金はかからない。 ○ × △

回 答

- ① ア
- ② ア
- ③ × (期間内に納税まで必要)
- ④ ×
- ⑤ △ (贈与の仕方に注意)
- ⑥ △ (教育資金や住宅取得資金など非課税制度の適用ができるか注意)
- ⑦ × (子供に通帳を渡している場合も贈与税がかかるため、×)
- ⑧ × (住宅取得資金の適用ができないため)
- ⑨ × (受贈額の総額で判断するため)
- ⑩ △ (毎年同じ時期の場合、総額で判断するため500万円の贈与とされるため)
- ⑪ × (500万円の贈与とされるため)

- ⑫ ○
- ⑬ × (自宅不動産のみについて、配偶者の20年控除を適用できます。)
- ⑭ ×
- ⑮ × (3年以内の通帳の出金分も加算するため (みなし相続財産))
- ⑯ × (3年以内に相続が発生した場合、領収証で用途を明確にする必要があるため)
- ⑰ × (相続のときに贈与分も加算して相続財産の計算をするため、精算課税制度は相続税対策にならない)
- ⑱ ○
- ⑲ × (精算課税制度の適用を受けたら、暦年贈与は使えなくなる)
- ⑳ △ (被相続人が資産の購入した金額よりも利益が出ていたら、譲渡益課税の納税が必要。購入金額が不明の場合は、基本的に課税対象となる)
- ㉑ △ (購入時の売買契約書があれば課税されない)